３　府教委の主な取組み

○　令和３年４月・６月、「府立学校新任校長（教頭）研修」、「小中学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事予防に向けて≪チェックリスト≫」等を活用した校内研修等の実施を促した。

〇　令和３年７月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設け、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとることが必要であると明記し自律を求めた。

○　令和３年８月、通勤手当の不正受給による懲戒処分の増加や、新型コロナウイルス感染症対策として自動車等による通勤を特例的に許可していることを踏まえ、府立学校の全教職員及び市町村教育委員会教育長あて、「通勤手当不正受給防止の徹底について（通達・通知）」を発出し、通勤の実情に応じた適正な届出を行うとともに、管理監督者に対しては、通勤手当の事後の確認を適正に実施するよう、改めて周知した。